

◆◆◆◆◆ 税務署からの連絡事項 ◆◆◆◆◆

総務課

○ 租税教室への講師派遣のお願いについて

今後も積極的な租税教室の開催を予定しておりますので、先生方のご協力をよろしくお願いいたします。

また、租税教室の窓口となつていただける学校関係者様のご紹介等につきましてもご協力賜りますよう併せてお願いいたします。

○ 税を考える作文の表彰について

中学生、高校生の作文につきまして、支部長賞選考作業にご協力いただきありがとうございました。

各学校の応募状況につきましては、別添のとおりです。

11 月中頃から 12 月にかけて実施予定の表彰式につきましてもご協力よろしくお願いいたします。

○ 31 年度租税教育推進協議会予算について

管理運営部門

○ 納税表彰式について

「納税表彰式」を次のとおり実施します。

日 時 平成 30 年 11 月 15 日(木) 16 : 00～

場 所 ホテル アウィーナ大阪

○ 申告所得税予定納税第 2 期分の納期限について

申告所得税予定納税第 2 期分の納期限・振替納付日は、平成 30 年 11 月 30 日(金)となっています。

関与先の期限内納付につきまして、ご指導をよろしくお願いいたします。

振替未利用者の方につきましては、振替納税をお勧めいただきますようお願いいたします。

なお、減額申請の期限は、11 月 15 日(木)です。振替納税手続につきましても、11 月 15 日(木)までをお願いいたします。

○ ダイレクト納付の利用勧奨について

近畿税理士会天王寺支部会員の皆様方へ、税理士先生方ご自身のダイレクト納付をご利用いただきたく、別添のとおり文書でのご案内をさせていただきますので、この機会にダイレクト納付のご利用をお願いいたします。

また、関与先様へのご利用につきましても、ご協力賜りますよう併せてお願いいたします。

○ QRコードを利用したコンビニ納付について（平成31年1月導入予定）

別添「QRコードを利用したコンビニ納付の概要」のとおり、確定申告書作成コーナーや国税庁ホームページより、税目、税額等の必要な内容を入力することで、QRコードが作成できるようになります。

このQRコードをコンビニエンスストアで、バーコードを作成することにより、コンビニエンスストアでの国税の納付が可能となるものです。

納付方法が便利になっておりますので、ご利用されるよう広報方よりお願いいたします。

徴収部門

○ 納付指導について

申告書等の作成・提出の際の期限内納付指導、滞納の未然防止にご協力をいただきありがとうございます。引続き関与先への期限内納付指導をよろしくお願いいたします。

関与先と面談等をされる際には、確定申告で一時に納付する負担を軽減する「任意の中間申告制度」につきましても、ご周知方よりお願いいたします。

また、「予納制度」につきましても、修正申告等だけでなく、確定申告の期限内納付にも利用ができますので、併せてご指導をお願いいたします。

○ 公売情報について

・インターネット公売

全国の国税局及び税務署が差し押さえた財産について、インターネット公売を実施しています。

インターネット公売は、民間のオークションサイトにおいて競り売り（オークション）の方法により行い、動産、自動車、不動産やリゾート会員権など様々な財産がございます。

公売財産等につきましては、国税庁ホームページの公売情報をご確認ください。
（インターネット公売のスケジュール）

広 告 日	参加申込期間開始日	参加申込期間終了日	買受申込期間開始日	買受申込期間終了日
30.10.25（木）	30.10.26（金）	30.11.6（火）	30.11.16（金）	30.11.19（月）
31.1.10（木）	31.1.11（金）	31.1.22（火）	31.2.1（金）	31.2.4（月）
31.1.31（木）	31.2.1（金）	31.2.12（火）	31.2.22（金）	31.2.25（月）

・期日入札、期間入札による公売も実施しています、スケジュール等につきましては、国税庁ホームページの公売情報でご確認ください。

※ 国税庁ホームページ
公売情報サイト

www.nta.go.jp

www.koubai.nta.go.jp

個人課税部門

○ 平成 30 年分確定申告期における申告書作成会場について

天王寺税務署の申告書作成会場は、本年に引き続き「谷町四丁目会場」（大阪合同庁舎第 2 号館別館）です。

当会場は、平成 31 年 2 月 12 日（火）から 2 月 15 日（金）までの間は、所得税・個人事業者の消費税の申告相談会場となります（不動産及び株式等の譲渡所得の申告相談は行っておりません。）。

また、平成 31 年 2 月 18 日（月）から 3 月 15 日（金）までの間は、天王寺、浪速、東成、阿倍野、東、南署合同による所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告書作成会場になります。

これに伴い、天王寺税務署内には申告書作成会場を設けませんが、作成済みの申告書等の受付及び納税については、従来どおり窓口で行います。

また、一括提出は、同会場では受理できませんのでご注意ください。

○ 法定調書の光ディスク等による提出について

法定調書の提出について、e-Tax 利用を行っていない関与先をお持ちの先生方につきましては、来年 1 月末の提出期限に向けて e-Tax 利用を早い段階から働き掛けていただきますようお願いします。

なお、法定調書の種類別に、前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が 1,000 枚以上である法定調書については、平成 26 年 1 月 1 日以降、e-Tax 又は光ディスクによる提出が義務付けられています。

※ 基準年である平成 28 年の提出枚数が 1,000 枚以上であるかご確認ください。

なお、法定調書の提出が義務付けられてない方が提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要ですので、ご注意ください。

また、平成 30 年の税制改正により、e-Tax 又は光ディスクによる提出義務の対象になるかの判断基準が 1,000 枚から 100 枚に引き下げられました。

平成 33 年（2021 年）1 月 1 日以降に提出すべき支払調書等について適用されますので、早めのご準備をお願いします。

法人課税部門

○ 年末調整説明会及び軽減税率制度説明会の開催について

平成 30 年分の年末調整説明会及び消費税の軽減税率制度説明会を次のとおり開催します。

日 時		場 所	対 象 者
平成 30 年 11 月 26 日(月)	9 : 30~12 : 30 ※ 消費税軽減税率制度説明会 11:30~12:30	大阪府歯科医師会館 4 階 大ホール 大阪市天王寺区堂ヶ芝 1 丁目 3 番 27 号	天王寺区内の 源泉徴収義務者
平成 30 年 11 月 26 日(月)	13 : 30~16 : 30 ※ 消費税軽減税率制度説明会 15:30~16:30		

○「中学生の税についての作文」応募状況

(件)

中学校名		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	30年度増減
1	大阪教育大学附属天王寺中学校	153	158	145	152	147	△ 5
2	大阪市立高津中学校	114	116	119	108	106	△ 2
3	大阪市立天王寺中学校	131	131	131	143	110	△ 33
4	大阪市立夕陽丘中学校	146	147	170	135	133	△ 2
5	上宮学園中学校	104	95	74	76	78	2
6	大阪星光学院中学校	98	182	183	145	163	18
7	四天王寺中学校	333	327	258	268	220	△ 48
8	清風中学校	317	325	306	307	176	△ 131
9	明星中学校	0	0	0	0	200	200
応募件数(件)		1,396	1,481	1,386	1,334	1,333	△ 1
応募校数(校)		8	8	8	8	9	1

○「税に関する高校生の作文」応募状況

(件)

学校名		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	30年度増減
1	大教大附属天王寺高校	0	0	0	0	156	156
2	高津高等学校	0	0	0	0	0	0
3	清水谷高等学校	0	0	0	0	0	0
4	夕陽丘高校	0	0	0	1	0	△ 1
5	大阪ビジネスフロンティア高校	18	53	31	21	35	14
6	上宮高校	0	0	574	388	167	△ 221
7	大阪星光学院高校	13	189	18	6	7	1
8	大阪夕陽丘学園高校	0	304	322	0	0	0
9	興国高校	0	21	75	120	119	△ 1
10	四天王寺高校	456	481	439	381	406	25
11	清風高校	335	334	293	361	289	△ 72
12	明星高校	0	0	0	0	0	0
応募件数(件)		822	1,382	1,752	1,278	1,179	△ 99
応募校数(校)		4	6	7	7	7	0

平成 30 年●月●日

近畿税理士会天王寺支部
支部会員の皆様へ

近畿税理士会天王寺支部会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な執行につきまして、深いご理解と温かいご支援を賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。

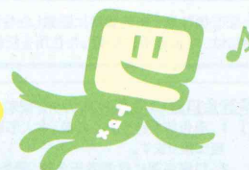
従来より、e-Tax をはじめとした ICT 申告の普及・拡大に取り組んでいるところではありますが、特に、電子納税の一つであります e-Tax を利用した「**ダイレクト納付**」につきまして、積極的な利用勧奨に取り組んでいるところです。

つきましては、近畿税理士会天王寺支部会員の皆様が、電子申告納税制度を更にご理解いただき、支部会員ご本人様が、「**ダイレクト納付**」をご利用、更には、関与先様のご利用を、ご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

／ 国税の納付は、／

簡単・便利な

ダイレクト納付 をご利用ください



ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



スマホ・タブレットでもOK!

簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約が不要です！
- 利用者識別番号（ID）と暗証番号（PW）のみで納付手続きが行えます！
- ⇒ 電子証明書の添付やICカードリーダライタは不要です。

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！
- ⇒ 源泉所得税を毎月納付している方に便利です。
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます！

ダイレクト納付を利用するには



ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください。



利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。



ダイレクト納付利用届出書を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」（P3）にご利用になられる預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、 内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、住所等所を所轄する税務署へ提出してください。

切り取り線で
切りはなして
提出して
ください

A green cartoon character with a square head and a body with the letters 'T' and 'X' on it, pointing its right hand towards a small laptop computer. The laptop screen shows two vertical bars.

- 「納付日を指定される方」を選択した場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

届出をした預貯金口座から指定した日の朝に振替が行われ、納付が完了します。

- (注) 指定した日の朝、他の公共料金等の引落し等がある場合、残高不足になることがありますので、メッセージボックスの「ダイレクト納付完了通知」は必ずご確認ください。

※ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせができるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

法人番号

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

平成 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名（法人名及び代表者氏名）

印

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式) 手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住 所 (所在地)	(〒 -) 電話 ()		(金融機関お届け印)	
	(申告納税地)			
氏 名 (法人名及び 代表者氏名)	(フリガナ)		〔 印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。 〕	
指定金融機関	銀 行・信用金庫 労働金庫・農 協 信用組合・漁 協		本 店・支 店 本 所・支 所 出張所	
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)		
ゆうちょ銀行	記号番号			

2 振替日時: 納付情報送付日時

3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

(不備事由)

- 1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全
2 整理番号等未登録 5 その他
3 重複入力

入	力	訂	正	入	送	付	登	録

金融機関番号

整理番号

約 定

- 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
- 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
- この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
- この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

(不備返却事由)

- A 印鑑相違 F 住所相違
B 印鑑不鮮明 G 支店名相違
C 口座番号相違 H その他
D 口座該当なし
E 名義人相違
(備考)

受	付	印	印	鑑	照	合	検	印

(口座識別番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(認証番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です。）。インターネットバンキング等による電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（www.pay-easy.jp）」でご確認ください。

（注）電子納税を利用する場合、事前に「電子申告・納税等開始届出書」（e-Taxの開始届出書）を提出し、「利用者識別番号」を取得する必要があります。



インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、金融機関のインターネットバンキングにログインし、インターネットバンキングの画面から納税することができます。



モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末から金融機関のモバイルバンキングにログインし、モバイルバンキングの画面から納税することができます。



ATM で電子納税

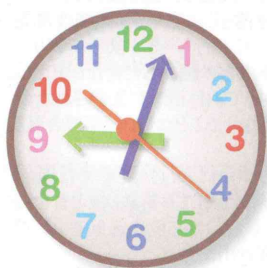
インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

（注）ATMのご利用が可能な金融機関は、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、荘内銀行、七十七銀行、群馬銀行、足利銀行、千葉銀行、横浜銀行、近畿大阪銀行、南都銀行、広島銀行、福岡銀行、親和銀行、東和銀行、京葉銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行です。（平成29年9月末現在）

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。
詳しくは e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。



利用可能時間



電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）
5月、8月、11月の最後の土曜日及び日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前に e-Tax ホームページでご確認ください。



e-Tax ホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

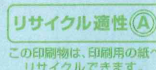
イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）です。



QRコードを利用したコンビニ納付の概要 (平成31年1月導入予定)

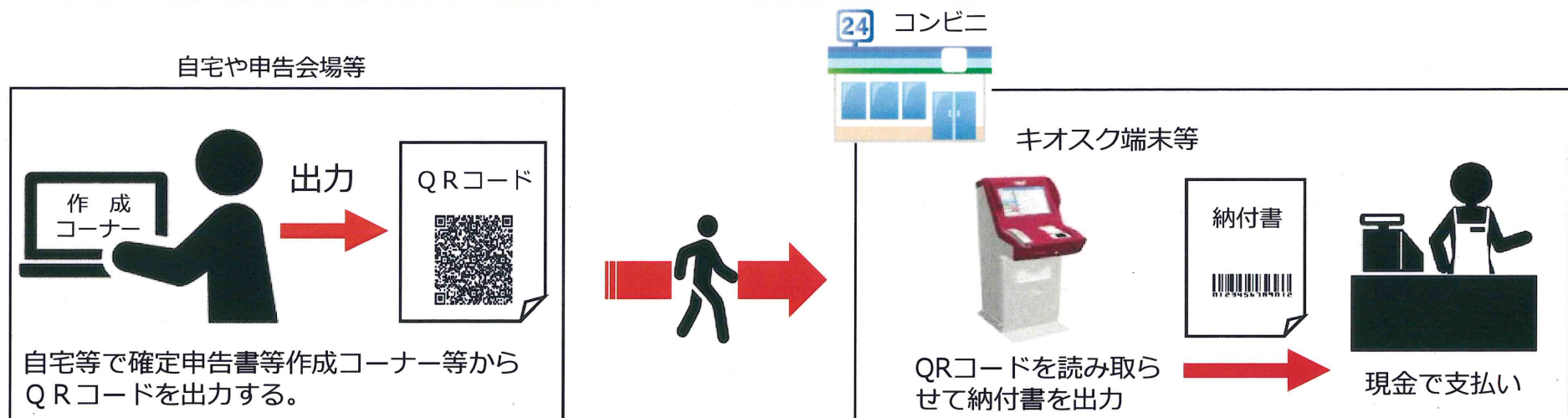
概要

- 自宅等において納付に必要な情報（税目や税額など）をいわゆる「QRコード」（PDFファイル）として出力することにより、コンビニでの納付が可能
- 自宅等で出力した「QRコード」（PDFファイル）をコンビニ店舗に持参し、いわゆるキオスク端末等に読み取らせることによりバーコード（納付書）を出力、当該バーコードによりレジで納付

(注1) 納付できる金額は従来のコンビニ納付と同様に30万円以下

(注2) QRコードは、確定申告書等作成コーナーのほか、国税庁ホームページから出力可能

(注3) 利用可能なコンビニについては、今後、国税庁ホームページ等で周知予定



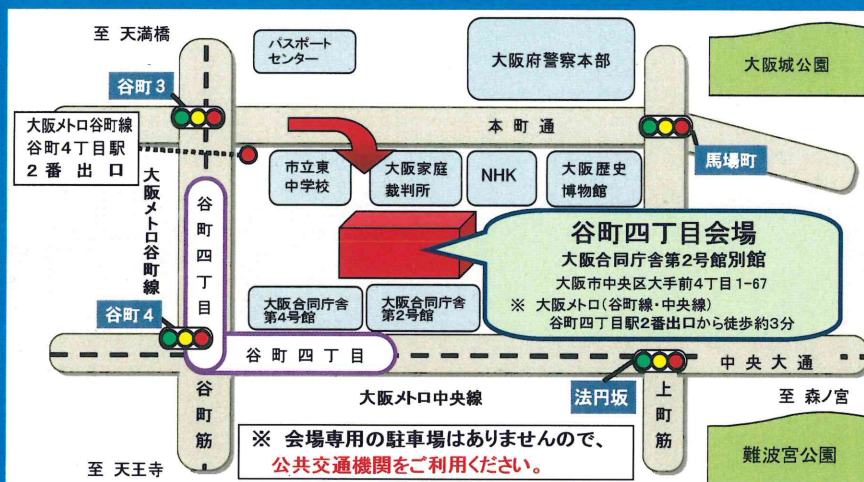
天王寺・浪速・東成・阿倍野・東・南税務署の 申告書作成会場は 「谷町四丁目会場」です!

税務署内には、申告書作成会場は開設していません!!

開設期間	相談受付時間	ご案内
平成31年 2月12日(火)～2月15日(金)	9時30分～15時	税理士による所得税・個人事業者の消費税の申告書作成会場となります(不動産及び株式等の譲渡所得、贈与税の申告相談は行っておりません。)
平成31年 2月18日(月)～3月15日(金)	9時15分～16時	所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告書作成会場です。

- ※ 土・日は開設していません。
- ※ 会場は非常に混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 会場の混雑状況により、**早めに受付を終了させていただく場合があります。**
- ※ 会場ではご自分で申告書等の作成やパソコン操作をお願いしております。
- ※ 会場では納税はできませんので、お近くの金融機関をご利用ください。
- ※ 会場では納税証明書の発行は行っておりません(税務署で行っています。)

マイナンバーの記載及び本人確認書類の提示等は、申告書を提出する都度必要です!



申告書作成等でご不明な点は まず電話で確認!

【確定申告書等作成コーナーの操作方法】

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901

【マイナンバーに関するお問合せ】

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

【申告手続などのお問合せ】

最寄りの税務署へお電話を!

※自動音声でご案内しております。



※ 作成済みの申告書等の受付は、郵送又は税務署内の窓口でも行っております。

申告書は、国税庁ホームページで作成できます!

※ 国税庁ホームページでは、申告書の用紙や各種届出書等をダウンロードすることもできます。

STEP 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

www.keisan.nta.go.jp

作成コーナー

QRコード

タブレット端末等をご使用の方はこちらをご利用ください。

STEP 2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけ!

STEP 3 申告書を提出

事前に次のものがが必要です。

- マイナンバーカードなどの電子証明書
- ICカードリーダライタ

ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス(有料)を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。

e-Taxで送信

○ e-Taxで送信すれば、源泉徴収票等の添付書類は提出不要!

(自宅に保管する必要があります)



平成31年1月から

ID・パスワード方式でe-Taxが便利に!

ID・パスワード方式を利用して自宅のパソコンやスマホからe-Taxで送信すれば申告完了!

(電子証明書・ICカードリーダライタ不要)

発行を希望される方は、運転免許証などの身元確認書類をお持ちの上、お近くの税務署におこしください。

※ 右記届出完了通知書をお持ちの方は、既に利用開始届出書の提出はお済みです。



スマホで見やすい専用画面

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます!

ID・パスワード方式について詳しくはコチラをご覧ください。



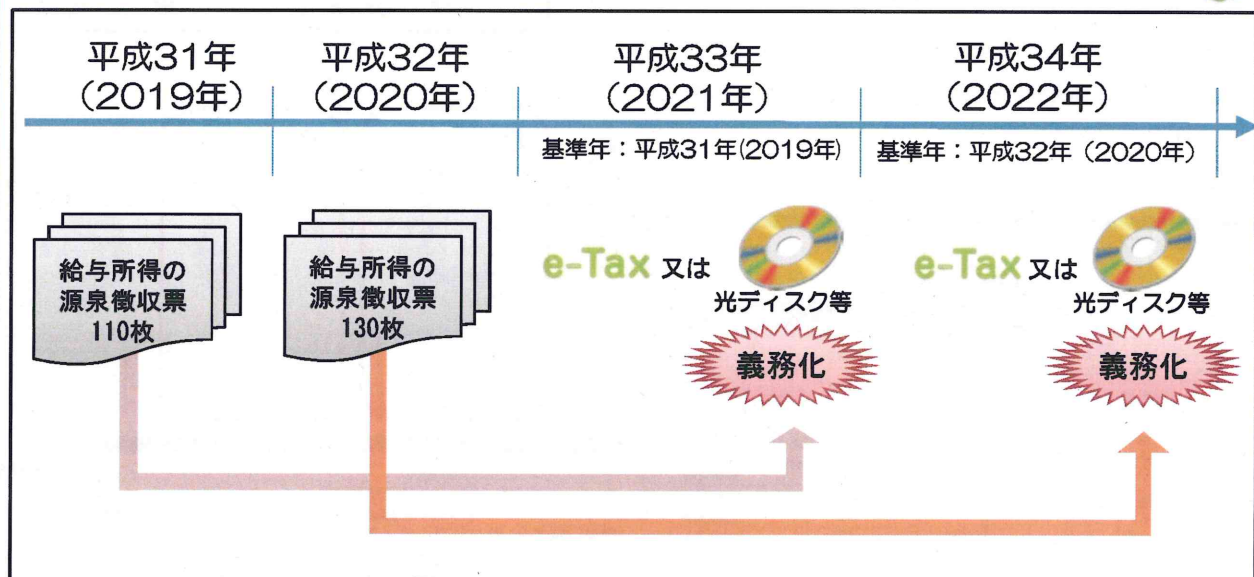
e-Tax又は光ディスク等による支払調書の提出義務基準が 100枚以上に引き下げられました！

【改正の内容】

支払調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該支払調書の枚数が100枚以上（現行：1,000枚以上）である支払調書については、平成33年（2021年）1月1日以降、e-Tax又は光ディスク等による提出が必要となります。

例えば、平成31年（2019年）に提出された「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100枚以上」であった場合には、平成33年（2021年）に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax又は光ディスク等により提出する必要があります。

なお、提出義務の判定は支払調書の種類ごとに行いますのでご注意ください。



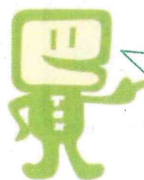
【留意事項】

- 支払調書の光ディスク等による提出については、国税庁ホームページの「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。
- e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です。
- 給与所得（及び公的年金等）の源泉徴収票のe-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられた年分については、市区町村に提出する給与支払報告書（及び公的年金等支払報告書）についてもeLTAX（地方税ポータルシステム）又は光ディスク等による提出が義務化されています。

e-Tax ソフト (WEB 版) における法定調書作成・提出の流れ

※ 画面は平成 30 年 7 月現在のものです。

- e-Tax ソフト (WEB 版) で作成できる法定調書 (及び同合計表)
 - ・ 給与所得の源泉徴収票
 - ・ 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
 - ・ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
 - ・ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 (社会保険診療報酬基金用)
 - ・ 不動産の使用料等の支払調書
 - ・ 不動産等の譲受けの対価の支払調書
 - ・ 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
 - ・ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表



まず、e-Tax ホームページ
(www.e-tax.nta.go.jp) にアクセスし、
「e-Tax ソフト (WEB 版) (ログイン)」を
クリックします。

CLICK!!

e-Tax を初めて利用する方は①から開始届出書の
作成・提出をしてください。

既に e-Tax をご利用の方は②からログインします。

③で利用者情報の登録等を行い、④で法定調書の
作成を行います。



④より、法定調書の内容を入力し
ます (※例は、給与所得の源泉徴収
票です。)

一定の項目は自動的に
編集、計算されます!

あとは、送信するだけ!

- (注) 1 e-Tax ソフト (WEB 版) で作成できる法定調書の作成可能データ
の上限は、5,000 枚かつデータサイズ 20MB となっています。
2 インストールした e-Tax ソフト (通常版) を利用して法定調書を作
成することも可能です。
3 e-Tax で法定調書等を送信する場合は、電子証明書 (電子署名)
の添付が必要です。

